

～ 川崎市立南加瀬中学校 PTA 規約 ～

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は川崎市立南加瀬中学校 PTA と称し、事務局を同校におく。

(目 的)

第 2 条 この会は保護者と教職員が一致協力し家庭・学校及び社会における生徒の幸福で健全な成長をはかることを目的とする。

第二章 方針及び事業

(方 針)

第 3 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として活動し、次の項目に定める方針に従って活動する。

1. 生徒の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力するがこの会の運営については他の干渉を受けない。
2. この会の会員は、この会の名のもとに一切の営利活動、宗教活動、政治活動をしてはならない。
3. この会は、教育活動を助成するため意見を具申し、参考意見を提供するが、直接学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

(事 業)

第 4 条 この会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の教養や教育に対する理解・関心を高め、相互の親睦を図る。
2. 学校と家庭との緊密な連携によって生徒の生活を指導する。
3. 生徒の福祉を増進する。
4. 学校の教育的環境の改善と整備に協力する。
5. 公的教育費の充実に努力する。
6. その他、目的を達成するために必要な事業。

第三章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 この会の会員になることができる者は次のとおりである。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校の校長及び教職員。

第四章 役員及び会計監査委員

(役員及び員数)

第 6 条 この会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名 (保護者)
2. 副会長 3 名以上 (保護者) 増員の必要に応じる
3. 会 計 若干名 (保護者若干名、教職員 1 名)
4. 書 記 若干名 (保護者若干名、教職員 2 名以下)

(会計監査委員)

第 7 条 この会に 2 名(保護者)の会計監査委員をおく。

(任 務)

第 8 条 役員及び会計監査委員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその業務を代行する。
3. 会計は会計事務を処理する。
4. 書記は諸会合の通知、議事の記録及び文書処理、その他の庶務を行う。
5. 会計監査委員は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(選 出)

第 9 条 役員及び会計監査委員の選出は次の方法による。

1. 候補者推薦委員会を設け、会員及び次年度会員となる見込みの者の中より次年度の役員及び会計監査委員の候補者を挙げる。

2. 役員及び会計監査委員の氏名は本人の同意を得て、選出の7日前までに会員に通知する。
3. 役員及び会計監査委員の決定は総会出席者の信任による。

(任期)

第10条 役員及び会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(推薦委員会)

第11条 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会は運営委員会より2名、各学年より地域別に2名(計6名)、教職員より2名によって構成される。

第五章 機 関

(構成)

第12条 この会に次の機関をおく。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 運営委員会
4. 常任委員会
5. 会計監査委員会
6. 特別委員会

(総 会)

第13条 定期総会は年2回開催することを原則とし、また運営委員会が必要と認めた時は、会長は臨時総会を開くことができる。

定期総会は次のとおり行う。

1. 年度始総会においては年度の事業及び予算の承認に関する事項。
2. 年度末総会においては年度の事業及び決算の承認に関する事項、及び次年度の新役員、会計監査委員の選出に関する事項。

(総会の定足数)

第14条 総会の定足数は全会員の5分の1以上(委任状を含む)とする。

(総会の議決)

第15条 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(役員会の構成・任務)

第16条 役員会は役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

1. 役員会は会務運営上必要な事項を審議する。
2. 校長及び教頭は役員会に出席し、意見を述べることができる。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、常任委員会正副委員長及び校長、教頭によって構成され、毎月1回以上開催することを原則とする。

本委員会は会長によって招集される。

(運営委員会の任務)

第18条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

1. 年次事業計画の立案及び予算案の作成
2. 総会に提出する議案の作成。
3. 常任委員会、その他の委員会の連絡調整。
4. 特別委員会の設置及び必要事項についての審議。
5. その他、この会に必要な事務の処理。

(運営委員会の議事)

第19条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。また、本委員会の議事は出席者の過半数によって議決する。

(常任委員会)

第20条 この会には次の常任委員会をおく。

1. 学年委員会
2. 校外指導委員会
3. 専門委員会

(任 務)

第 21 条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会 家庭と学校、各学級、学年間の連絡及び生徒の教育向上に関する諸活動
2. 校外指導委員会 生徒の健全なる校外生活の育成及び望ましい地域環境作りに関する諸活動
3. 専門委員会 広報等によりPTAの活動状況を広く伝達し、会員の意識の高揚を図る諸活動
成人教育、社会教育、保健教育等の会員の研修活動
バザーの企画・運営に関する諸活動

(構 成)

第 22 条 常任委員会は、正副委員長及び委員をもって構成し、会長の承認のもとに委員長がこれを招集する。役員、校長及び教頭はこれに参加できる。

(正副委員長)

第 23 条 常任委員会の正副委員長は、各常任委員会の承認のもとに会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第 24 条 常任委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(選 出)

第 25 条 常任委員の選出に関して、基本的には次のとおりとする。

1. 保護者の互選により、各学級より 3 名以上の委員を選出する。
2. 教職員より若干名を加える。

(所 属)

第 26 条 各学級からの委員は、学年・校外指導・専門の各委員会にふり分けられる。

(議 事)

第 27 条 各常任委員会はいかなる事業計画も運営委員会に図らなければならない。

(特別委員会)

第 28 条 特別委員会は必要に応じ運営委員会の承認を経て設けることができる。

第六章 会 計

(会 計)

第 29 条 この会の会計は、会費及びその他の収入によってまかなう。

(特別会計)

第 30 条 特別会計を徴収する場合には総会の承認を得るとともに特別会計を設ける。
また、特別委員会を設置した場合は必要に応じ特別会計を設ける。

(一般会計)

第 31 条 この会の会費は、月額 400 円とする。但し、特別の事情がある場合は免除することができる。

(会計年度)

第 32 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 33 条 この会の決算は、会計監査委員会の監査を経て、総会に報告しその承認を得るものとする。

第七章 付 則

(規約の改正)

第 34 条 この会の規約は総会の承認を経なければ改廃することができない。

(細 則)

第 35 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の承認を経て定めることができる。

1. 本規約は昭和 45 年 4 月 14 日 より施行。
2. 本規約は昭和 59 年 5 月 25 日改正同日より施行。
3. 本規約は昭和 63 年 11 月 24 日改正同日より施行。
4. 本規約は平成 6 年 5 月 7 日改正同日より施行。
5. 本規約は平成 8 年 5 月 7 日改正同日より施行。
6. 本規約は平成 10 年 5 月 6 日改正同日より施行。
7. 本規約は平成 14 年 5 月 1 日改正同日より施行。
8. 本規約は平成 18 年 4 月 1 日改正同日より施行。
9. 本規約は平成 19 年 4 月 1 日改正同日より施行。
10. 本規約は平成 28 年 4 月 1 日改正同日より施行。
11. 本規約は令和 3 年 4 月 1 日改正同日より施行。
12. 本規約は令和 6 年 4 月 1 日改正同日より施行。